

## ① 子育てに関する施策について

2022年6月に政府は「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」という3つの法律を成立・交付し、2023年4月、こども政策のリーダーの役割として、こども家庭庁を設置しました。

こども家庭庁は、政府の子ども政策を一元的に推進するため、複数の府省などに分かれている子どもに関する政策の司令塔機能として1本化し、縦割り行政による弊害を解消・是正するために創設され、こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指しています。

こどもの健やかな成長のほか、こどものいる家庭における子育ての支援、こどもの権利や利益の擁護に関する事務などを行うなど、組織の一元化が図られたのは歯止めがかからない少子化の進展を食い止めることが我が国の未来を築くうえで、最重要の政策課題に位置付けされたことによるものと認識しています。

これまでも、こども政策を第一の柱として取り組まれ、妊娠から出産、子育てまでを保健師・助産師等専門職がチームとなってサポートすることで様々な子育て支援策を打ち出してきました。今回「こども家庭庁」が設置されたことで、今後の本町の取組と検討課題について伺います。

- (1) こども家庭庁の設立によって、どのような影響があったか。
- (2) こども家庭庁の設立により、保護者や教育委員会との連携が考えられるが、課題はあるか。
- (3) 予算や人材配置にどのような変化が生じたか。
- (4) 今後の子育て支援の展望をどう考えているのか。

## ② 安心安全なまちづくりについて

安心安全のまちづくりとは、住民が平穏で安全な環境で暮らし、心身ともに安心感を持てる都市や地域の形成を目指す取り組みです。このまちづくりは、防犯や災害対策などの物理的な安全性だけでなく、社会的な結束や共生の促進、健康的な環境の提供、住民参画の推進など、多岐にわたる要素を含みます。住民の生活や人権を尊重し、個々の安全意識の向上を図ると同時に、地域全体の協力と連携が不可欠です。そこで以下の内容について伺います。

- (1) スクールゾーンにおいて、児童や生徒の安全を確保するためにどのような取組や整備が行われているか。
- (2) 防災士の資格取得によって、災害時の対応力やリーダーシップが向上するとされているが、町としての取組は考えられないか。
- (3) 詐欺は、高齢者や弱者を狙った悪質な犯罪であり経済犯罪の一つである。その被害は身体的・精神的な面だけでなく、経済的な損失や信頼の喪失にもつながる。このような被害を無くすためには、私たちが一丸となって対策を講じる必要があるがどのように考えているのか。